

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県では、県本土全域と奄美群島を中心にイノシシによる被害が発生していたため、平成19年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成27年度に第二種特定鳥獣管理計画に変更）し、現在に至るまで、農地を中心とした被害防除対策や捕獲が実施されてきたところである。しかしながら、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。近年は、里山集落の過疎化等から都市部への分布域拡大が懸念され、県民生活との直接的な軋轢等も生じ、イノシシ被害の軽減化のための新たな対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

この様な現状から、イノシシ個体群について、管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物の被害軽減、人的被害の未然防止と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、人とイノシシの適切な関係を構築することを目的とする。

2 計画の概要

(1) 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

(2) 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間
(第13次鳥獣保護管理事業計画期間内)

(3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（33市町村）

(但し、三島村、十島村、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く)

(4) 第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・農林作物被害額を1億円以下に抑えることを管理目標とする。
- ・捕獲頭数に関する目標の考え方としては、令和5年度までは、国の半減目標（平成25年度の個体数を令和5年度までの10カ年で半減）に準じたシミュレーションを参考に、計画的な捕獲を推進する。令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数（概ね34,000頭）を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する（各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し）。

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア) 狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ) 禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能~~を備えていないくくりわな~~の使用禁止」 ←